

2024年（令和6年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）7月16日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）7月16日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）7月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 福山市都市マスタープラン検討委員会委員の推薦について
議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について
議案第6号 農地の転用事実に関する現況に係る照会に対する回答について
- 6 協議及び報告事項
(1) 2024年度（令和6年度）農地パトロールの実施について
(2) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 3番 沖 賢二 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 7番 小林 輝仁 8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局 次 長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松 永 出 張 所 花 田 宏
北 部 出 張 所 藤井 勝俊 沼隈出張所長 須野田 康行
神 辺 出 張 所 板 谷 浩 司 以 上 7 名

1 1 議事内容
午後 3 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2 0 2 4 年（令和 6 年）第 8 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、 出席委員 1 4 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 3 番 沖賢二（おき けんじ）委員と 議席番号 1 1 番 能宗秀典（のうそう ひでのり）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 4 年（令和 6 年）第 8 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、追加議案第 6 号として、「農地の転用事実に関する現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。 次に議案書次第について、「4 議事」に「(追加) 議案第 6 号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加、「5 報告事項 農地法等に関わる専決処分・届出等について」を「5 協議及び報告事項 2 0 2

事務局 (つづき)	4年度（令和6年度）農地パトロールの実施について 農地法等に関わる専決処分・届出等について」に訂正。 次に議案書（別冊）の5ページ21番、22番、6ページ23番の備考欄について、「区分地上権（期間10年間）」をそれぞれ、「区分地上権（期間10年間）（標高22.683m～23.924m）」、「区分地上権（期間10年間）（標高29.393m～30.314m）」、「区分地上権（期間10年間）（標高49.263m～50.604m）」に訂正。別冊11ページ14番について、合計欄を「畑3筆2,187 計3筆2,187」を「畑3筆1,618 計3筆1,618」に、備考欄を「一時転用（令和7年6月30日まで）」を「一時転用（令和7年5月31日まで）」にそれぞれ訂正となっています。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、7月24日の午前9時15分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中 6名の出席により、議案第1号4件、議案第2号3件、合計7件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。 1番は、大門町の受人が、広島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 2番は、大門町の受人が、大阪府高槻市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 3番は、千田町の受人が、滋賀県彦根市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 4番は、御幸町の受人が、奈良県北葛城郡上牧町（きたかつらぎぐん かんまきちょう）の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。

委員 1 番 佐藤 (つづき)	いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、7月25日の午後1時からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中全員の出席により、議案第1号8件、議案第3号6件、議案第4号3件、合計17件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から12番について報告します。 5番は、瀬戸町の受人が、大阪市住吉区の渡人から申請地の持ち分8分の1を、贈与にて譲り受け、経営規模拡大するものです。 6番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 7番は、柳津町の受人が、広島市安佐北区の渡人外1名から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 8番は、沼隈町の受人が、大阪府堺市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 9番は、兵庫県三木市の受人が、安芸郡熊野町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 10番は、田尻町の受人が、東京都江東区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 11番は、内海町の受人が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 12番は、内海町の受人が、東京都足立区の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しま

	した。以上です。	
議 長	松永地区の報告をお願いします。	
委 員	松永地区の審議内容について報告をします。	
7 番	松永地区では、7月25日、午前9時10分から関係者により現地調査を	
小林	行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号	
	2件、合計8件について審議いたしました。	
	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分	
	決定について」の13番から17番について報告します。	
	13番は、岡山県倉敷市の受人が、本郷町の渡人から譲受けて新規就農し、	
	果樹を栽培する計画です。受人は佐波町に拠点を持っており、耕作に支障は	
	ありません。	
	14番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、	
	水稻を栽培する計画です。	
	15番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を	
	栽培する計画です。	
	16番は、松永町四丁目の受人が、東村町の渡人から譲受けて新規就農し、	
	野菜を栽培する計画です。	
	17番は、府中市目崎町の受人が、若松町の渡人から譲受けて新規就農し、	
	季節野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。	
議 長	北部地区の報告をお願いします。	
委 員	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。	
10 番	北部地区では、7月25日の午前10時30分から関係者により、現地調査	
安原	を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。	

委員 10番 安原 (つづき)	委員13名中13名の出席により、議案第1号13件、議案第2号12件、議案第3号3件、追加議案第6号1件、の合計29件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの18番から7ページの30番について報告します。 18番及び19番は、東京都青梅市の農地所有適格法人がそれぞれの渡人から申請地を譲り受け、中国電力株式会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下で榊やヒサカキを栽培し、全国的に経営規模を拡大するものです。 20番は、芦田町の受人が同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、水稻を栽培し経営規模を拡大するものです。 次の21番、22番、23番は、いずれも中国電力株式会社が申請地に10年間の区分地上権を設定し、営農型太陽光発電パネルを設置するものです。この区分地上権の範囲は、申請地全体の上空で、斜めに設置されるパネルの最高地点と最低地点の間の空間層に当たります。高さの範囲は、標高で表わされます。その下部では、東京都青梅市の農地所有適格法人が榊や檜を栽培するものです。なお、11ページ 13番、12ページ18番、19番と関連しております。 24番は、加茂町の受人が御幸町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 25番は、加茂町の受人が大阪府交野市の渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 26番は、駅家町の受人が駅家町ほか渡人4人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 27番は、駅家町の受人が申請地の隣地に新居を建築する予定で、農業を引き継ぐため、義父から申請地を使用貸借権により借り受けるものです。駅家町大字中島893-4では季節野菜を栽培し、駅家町大字服部永谷1544-1では水稻を栽培し、新規就農するものです。 28番は、山手町四丁目の受人が沖野上町二丁目の渡人から申請地を譲り受け、イチジクを栽培し、経営規模を拡大するものです。 29番は15ページ8番と関連で、岩手県大船渡市の受人が新市町の土地
------------------------------------	--

委員 10番 安原 (つづき)	建物を購入し、転入されます。隣地の申請地も渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 30番は、新市町の受人が同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 いずれの案件も、譲受人は、農作業経験や技術習得意欲があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 14番 須藤	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、7月25日、午前8時45分から営農型太陽光を行う業者による地元説明会を受けた後、午前10時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号4件、議案第2号2件の合計6件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ31番から34番について報告します。 31番は、申請地の徳田の田1, 222㎡について、徳田の渡人から、同地区の受人が10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して新規就農をするものです。 32番は、申請地の上御領の田491㎡について、郷分町の渡人から、上御領の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜の栽培をして新規就農をするものです。 33番と34番は関連案件です。33番は申請地の平野の田948㎡、34番は申請地の平野の田1, 169㎡について、平野の渡人から、東京都青梅市の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経営規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事 務 局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。
事務局長	委員 1 名欠席とお伝えしましたが、遅れて出席されましたので、再度、採決の委員数の確認をお願いします。
議 長	では、先ほど欠席委員 1 名といいましたが、委員総数 1 5 名で採決いたします。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

委員 1 番 佐藤	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 番から 3 番について報告します。 1 番は、平成台の法人が、大門町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、大門中学校の西、約 2 5 0 メートルです。 2 番は、大門町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。 場所は、大門中学校の西、約 2 5 0 メートルです。 3 番は、千田町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、農家住宅 1 棟を建築するものです。 場所は、千田小学校の南西、約 1 キロメートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 4 番から 9 番について報告します。 4 番は、金江町にある法人の受人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場を整備するものです。 場所は、広島県立福山特別支援学校の東南へ約 5 0 0 メートルです。 5 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、倉庫及び駐車場に整備するものです。場所は、沼隈体育センターの北東へ約 2 0 0 メートルです。 この案件は、すでに倉庫及び駐車場として整備が済んでおり、顛末書が添付されています。 6 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、駐車場に整備するものです。場所は、沼隈体育センターの北東へ約 2 0 0 メートルです。この案件は、すでに駐車場として整備が済んでおり、顛末書が添付されています。 7 番から 9 番は関連案件です。

委員 4 番 野田 (つづき)	内海町の法人である受人が、7 番の愛知県岡崎市の渡人と、8 番の明王台の渡人と、9 番の沼隈町の渡人の 3 名から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場に整備するものです。場所は、沼隈体育館の西へ約 5 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委員 7 番 小林	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、1 0 番について報告します。 1 0 番は、府中市の受人が、若松町の渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルの敷地の一部及び進入路を設置するものです。すでに使用されていたため、てん末書の提出を受けています。場所は、新池から、北へ約 3 5 0 メートルのところ です。 現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 1 ページの 1 1 番から 1 3 ページの 2 2 番について報告します。 1 1 番、1 2 番、1 4 番、1 5 番、1 6 番、1 7 番は、岡山市南区の法人が送電用鉄塔の建て替え工事のため、来年 5 月 3 1 日まで、各申請地を賃借権により借り受け、作業用地や運搬用モノレール用地に一時転用するものです。 場所は富谷池の北 3 0 0 メートルから 4 0 0 メートルの範囲です。 1 3 番、1 8 番、1 9 番は、5 ページ 2 1 番、2 2 番、6 ページ 2 3 番と関連です。

委員 10番 安原 (つづき)	いずれも中国電力株式会社が申請地に10年間の賃借権を設定し、営農型太陽光発電パネルを設置するもので、パネルの支柱杭や関連設備の基礎部分を一時転用するものです。 13番の場所は福相小学校の西300メートルです。 18番の場所は福相小学校の東700メートルです。 19番の場所は富谷池の南300メートルです。 20番は、大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が広島市南区の渡人から申請地を譲り受け、174枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。 21番は、20番の太陽光発電パネル設置工事のための進入路として、30日間の使用貸借により、一時転用するものです。 場所は常金丸保育所の南850メートルの所です。 22番は、新市町の下安井自治会が下安井会館を使用する地域住民のための露天駐車場を確保するものです。 なお、既に駐車場として利用されているため、顛末書の提出を受けています。 場所は網引小学校の北東550メートルです。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 14番 須藤	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」13ページ23番と24番について報告します。 23番は、申請地の湯野の田530㎡について、湯野の渡人から、同地区の法人が譲り受けて、従業員車両及び作業用車両の露天駐車場として利用するものです。場所は、井原線湯野駅から、東へ約390メートルのところです。 24番は、申請地の上竹田の田773㎡について、兵庫県加西市の渡人から、大阪市中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル140枚を設置して売電をするものです。場所は竹尋小学校から、南東へ約2,400メートルのところです。

議 長	現地調査を行いました、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
事務局	ありがとうございます。 事務局から補足説明等があればしてください。 議案第2号の「11番」から「19番」は一時転用案件です。 農振地域内農用地区域内農地の一時転用案件は、一般的に一時転用の期間は3年以内とされています。 しかし、担い手が下部の農地を利用する場合、営農が適切に継続される蓋然性が高いことから、特例的に、一時転用期間は10年以内とされており、「13番」、「18番」、「19番」は、農林水産大臣が認定した認定農業者である担い手がパネル下部での農地をするものです。 なお、「19番」は、平成15年から平成17年にかけて、区画整理事業で整備された第1種農地です。 また、「23番」は、井原鉄道井原線湯野駅からおおむね500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、「13番」と「18番」、「19番」については、営農型太陽光発電の案件であり、常設審議委員会への意見聴取案件となります。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、「１３番」と「１８番」、「１９番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は、「１３番」と「１８番」、「１９番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第３号「非農地証明について」の１番から３番について報告します。 １番は、木之庄町の申請人が、平成２８年４月から耕作放棄し雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、広島県立福山特別支援学校の東へ約３００メートルです。 ２番は、府中市上下町の申請人が、昭和５２年４月から耕作放棄し竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、福山市立津之郷小学校の東北へ約６００メートルです。 ３番は、横尾町の申請人が、平成１５年５月から耕作放棄し雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、沼隈支所から北東へ約１２００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 ７ 番	議案第３号「非農地証明について」の４番と５番について報告します。 ４番は、東村町の申請人が、明治４１年頃から住宅敷地として使用していた

小林	ものです。場所は、コモ池から、北へ３７メートルのところでは、 ５番は、若松町の申請人が、昭和２５年頃から耕作放棄をしていたところ、竹等が繁茂し、竹林となったものです。場所は、新池から、北へ約３５０メートルのところでは、 なお、５番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 １０番 安原	それでは、議案第３号「非農地証明について」の１５ページ６番から８番について報告します。 ６番の申請地は平成１５年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野となっているものです。 場所は加茂中学校の北１．８キロメートルの所です。 ７番の申請地は平成２０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野となっているものです。 場所は加茂中学校の北３キロメートルの所です。 ８番は７ページ２９番と関連案件です。 新市町大字宮内２０８１－１の申請地は昭和２５年頃から庭敷地や駐車場として利用されています。その他については、昭和５年頃から住宅敷地として使用されています。 場所は網引小学校の北７００・メートルの所です。 現地調査をしましたが、全ての申請地について農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「福山市都市マスタープラン検討委員会委員の推薦について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	議案第４号の福山市都市マスタープラン検討委員会委員について、福山市都市計画課より農業委員会から１人の委員の推薦を求められています。 「福山市都市マスタープラン」は、福山市の将来像やまちづくりの課題に対応した整備方針を示すものであり、土地の利用の仕方や道路・公園等の公共施設の整備などについて、将来の福山市をどの様にしていくのかを定めるもので、農業分野の視点からこれに参画を求められています。また、このマスタープランの検討結果については、最終的に農業委員会から会長が委員として参画している「福山市都市計画審議会」で審議されるものです。 こうしたことから、農業委員会からの委員推薦は、農業委員会会長職務代理が望ましいと考えます。 説明は以上です。
議 長	ただいま説明がありましたが、議案第４号について、農業委員会会長職務代理を推薦することに意見はありませんか。
委 員	— 意 見 な し —

議 長	意見がないようですので、議案第４号は、農業委員会会長職務代理を推薦することとしてよろしいか賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は会長職務代理を推薦することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を上程します。
議 長	事務局から説明してください。
事務局	議案第５号について説明いたします。 議案書６ページから８ページの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をご覧ください。 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は農業委員会等に関する法律第７条第１項に基づき、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法について定めることが規定されております。 指針は、「第１基本的な考え方」と「第２具体的な目標、推進方法及び評価方法」、「第３「地域計画」の目標を達成する役割」という構成になっています。 ６ページをご覧ください。 「第１基本的な考え方」では、農業委員会法に基づく指針であること、農業委員及び推進委員の任期を目標の期日とし、改選期ごとに見直しを行うことを定めています。 下段から８ページ中段にある「第２具体的な目標、推進方法及び評価方法」では、「１．遊休農地の発生防止・解消について」、「２．担い手への農地利用の集積・集約化について」、「３．新規参入の促進について」の３つの項目について、それぞれ目標と推進方法を記載しております。 まず、「１．遊休農地の発生防止・解消について」では、３年後の遊休農地を１５ヘクタール解消することを目標としております。 具体的な推進方法として、農地の利用状況調査と利用意向調査の効率的な実施を検討し、その精度向上と、その結果を速やかに農業委員会サポートシス

事務局 (つづき)	テムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保を図るとともに、農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付事業の促進を図ります。 また、利用状況調査の結果により、再生利用が困難と区分された農地について、現況に応じて「非農地判断」を行うことで守るべき農地の明確化を図ることとしています。 次に「２．担い手への農地利用の集積・集約化について」です。 担い手への農地利用集積目標では、集積率を 9. 3 %とすることを 3 年後の目標としています。 この目標値は令和 6 年 4 月の担い手の農地集積面積 2 5 4 ヘクタールに毎年 1 7. 3 ヘクタールを上乗せすることで達成する値としています。 具体的な推進方法は、まず、今年度末に策定が予定されている「地域計画」の策定と、その見直しについて市担当課と連携して取り組んでいきます。また、農地中間管理機構と連携し、事業活用を推進することで農地利用の集積・集約化を図っていくこととしています。 次に「３．新規参入の促進について」です。 新規参入の促進目標では、農業参入者を 8 経営体確保することを目標としております。 具体的な推進方法は、新規就農者の情報収集や市、農地中間管理機構と連携し、借入意向のある認定農業者等を把握し、必要に応じて現地案内を実施します。 また、収益性の高い経営を行う法人の農業参入は、地域の担い手確保の有効的な手段であり、参入条件に則した農地地域のマッチング等を行うことで、その参入の促進を図ることとしています。 次の「第 3 「地域計画」の目標を達成するための役割」では、その目標を達成するため、通常の農業委員等の活動を行っていくなかでの委員等の果たす役割の明確化を図っています。 策定後は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項に基づき、ホームページにて指針を公表する予定としています。 説明は以上です。
-----------------------------	--

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり策定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり策定することに決定します。
議 長	次に、追加議案第 6 号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	それでは、追加議案第 6 号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を報告します。 1 番は、令和 6 年 7 月 19 日付けで広島法務局福山支局から当該土地の地目認定のため、現況照会があったものです。 現地調査をしたところ、車庫が設置されており、住宅と一体で利用されています。農地性はなく、農地への復元も困難であるため、非農地と判断しました。 場所は駅家中学校の南西 200 メートルの所です。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 追加議案第 6 号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、追加議案第 6 号は原案のとおり回答することに決定します。
議 長	次に協議及び報告事項の「2024 年度（令和 6 年度）農地パトロールの実施について」を事務局から説明してください。
事務局	それでは、協議事項の 2024 年度（令和 6 年度）農地パトロールの実施について説明をさせていただきます。 福山市農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領（案）をご覧ください。 第 1 条の「趣旨」にあるとおり、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を目的とし、利用状況調査を実施することとしています。 実施時期については、第 2 条のとおり 8 月から 11 月にかけてとしています。 実施の対象及び内容については、第 3 条のとおりです。 また、実施にあたっての意思統一を図るため、第 4 条にある推進会議として、本日、研修会を開催することとしています。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等もないようですので、2024 年度（令和 6 年度）福山市農地パトロールについて、協議いただいた実施要領に基づき、適正に実施することと

事務局	します。 次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。 専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の１６ページから２０ページの「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、２０件を事務局長専決で受理しました。 次に、２１ページと２２ページの「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、２３ページから２８ページの「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 ４条１３件、５条３９件を農業委員会処務規則第６条の２第１項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、２９ページの「農地法第５条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。 転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。 １件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第５条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。 次に、３０ページの「農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が１件ありました。 次に、３１ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から２件の照会があり、いずれの案件も農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から２週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 次に、３２ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、１件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
------------	---

議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。	
委 員	— 質問等なし —	
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２４年（令和６年）第８回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。	
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了いたします。 この後こちらの会場で１６時から研修会を開催いたします。 引き続きのご出席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。	

午後３時４９分閉会